

春の定期貯金キャンペーン商品概要説明書

1. 貯金種類	・スーパー定期貯金（単利型）
2. 取扱期間	・令和8年2月2日（月）～令和8年3月31日（火）
3. 販売対象	個人【個人事業主を含む】
4. 期間	・定型方式 1年 預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
5. 販売総額	・50億円 ※販売総額に到達次第、取扱いを終了させていただきます。
6. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・店頭からの一括預け入れに限ります。 ※ATM、JAバンクアプリプラス（ネットバンク）は対象外となります。 ・10万円以上の新規資金 ※当JA貯金からの振替は不可とします。 ただし、組合員（その家族含む）に限り、預入金額の50%以上を新規資金とすれば振替も可とします。 ・1円単位
7. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
8. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・0.4%を初回満期日まで適用致します。 なお、自動継続の場合には、スーパー定期貯金＜単利型＞の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して払い戻します。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までは、国税に復興特別所得税の0.315%が加算されます。 ・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口でご確認ください。
9. 手数料	—
10. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.25%を上乗せした利率) ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。

11. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。ただし、その利率が解約日における普通貯金利率を下回るとき、普通貯金利率が適用されます。 <table> <tr> <td>① 6ヶ月未満</td><td>… 解約日の普通貯金利率</td></tr> <tr> <td>② 6ヶ月以上1年未満</td><td>… 約定利率×50%</td></tr> </table>	① 6ヶ月未満	… 解約日の普通貯金利率	② 6ヶ月以上1年未満	… 約定利率×50%
① 6ヶ月未満	… 解約日の普通貯金利率				
② 6ヶ月以上1年未満	… 約定利率×50%				
12. 貯金保険制度（公的制度）	<ul style="list-style-type: none"> 保護対象 <p>当該貯金は、当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>				
13. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA各支店または本店金融統括部（電話：0985-31-2069）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>鹿児島県弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。）</p>				
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 				

JAみやざき